



Identity Assurance と eKYC の基準 について

2021.5.27



Identity Assuranceの基準について

- ▶ NIST SP 800-63A
 - ▶ <https://openid-foundation-japan.github.io/800-63-3-final/sp800-63a.ja.html>

- ▶ Resolution - Validation - Verificationの3ステップ
- ▶ エビデンスの分類: ... / FAIR / STRONG / SUPERIOR

- ▶ IAL1
 - ▶ 自己申告の属性
- ▶ IAL2
 - ▶ 対面もしくはリモート
- ▶ IAL3
 - ▶ 対面かsupervisedリモート、Biometrics収集

- ▶ “derived credentials”の定義あり(6節)



Table 4-1 IAL Requirements Summary

Requirement	IAL1	IAL2	IAL3
Presence	要件なし	対面および非監視下の Remote	対面および監視下の Remote
Resolution	要件なし	Identity Resolution に必要最低限な Attribute. KBV により信頼を高めてもよい.	IAL2 同様
Evidence	Identity Evidence は収集しない	Issuing Source が実施した Proofing および検証の強度次第で、1つの SUPERIOR もしくは STRONG なエビデンス、もしくは 2つの STRONG なエビデンス、もしくは 1つの STRONG なエビデンスと2つの FAIR なエビデンス.	2つの SUPERIOR なエビデンス、もしくは Issuing Source が実施した Proofing および検証の強度次第で、1つの SUPERIOR もしくは STRONG なエビデンス、もしくは 2つの STRONG なエビデンスと1つの FAIR なエビデンス.
Validation	確認なし	それぞれのエビデンスを、エビデンスと同じ強度のプロセスで確認しなければならない。	IAL2 同様
Verification	検証なし	STRONGの強度のプロセスによって検証する。	SUPERIOR の強度のプロセスによって検証される。
Address Confirmation	要件なし	必須. Enrollment コードを任意の Address of Record に送信する. 通知は Enrollment コードとは別の経路で送信する。	必須. Proofing の通知は郵便住所に対して送信する。
Biometric Collection	No	Optional	Mandatory
Security Controls	N/A	SP 800-53 Moderate 基準 (もしくはそれ相当の連邦 / 業界標準).	SP 800-53 High 基準 (もしくはそれ相当の連邦 / 業界標準).

(前ページリンク先より引用)



eKYCについて

- ▶ eKYC = electronic Know Your Customer
- ▶ Identity Proofingを電子的な手続きで完結させるもの
- ▶ 法令が基準となりそれを満足するように実装が行われているようだ
- ▶ https://www.openid.or.jp/news/oidfj_kycwg_report_20200123.pdf

より

表2-5 各種業法による本人確認(KYC)に関する要件

	犯罪収益 移転防止 法	外為法	国外送金 等調書法	携帯電話 不正利用 防止法	古物営業 法	出会い系 サイト規制 法
対象業界・ 企業	銀行・証 券・資金移 動・仮想通貨、電話受 付代行など	銀行・資金 移動業など	国際送金 など	携帯電話、 音声通話 など	古物買取 など	婚活サイ トなど
本人確認 の目的	マネーロン ダリング・ テロ資金供 与防止	マネーロン ダリング・ テロ資金供 与防止	脱税防止	携帯電話 を使った犯 罪等の防 止	マネーロン ダリング防 止	青少年保 護育成
確認書類 の例	写真付き本 人確認書 類 または 写真なし本 人確認書 類2点	写真付き本 人確認書 類 または 写真なし本 人確認書 類2点	マイナン バー取得 書類	写真付き本 人確認書 類 または 写真なし本 人確認書 類2点	写真付き本 人確認書 類 または 写真なし本 人確認書 類2点	本人確認 書類1点
本人特定 事項等	・氏名 ・生年月日 ・住居	・氏名 ・生年月日 ・住所又は 住居	・氏名 ・生年月日 ・個人番号	・氏名 ・生年月日 ・住所	・氏名 ・年齢 ・住所 ・職業	・児童でないこと
確認のタイ ミング	口座開設 時 ハイリスク 取引時 継続的顧 客確認	海外送金 時、両替時	海外送金 時	回線の新 規契約時 名義変更 時	1万円以上 の取引時	アカウント 開設時



- ▶ なお、eKYCで検索すると以下の法令もひっかかるが該当しそうな本人確認に関する文言が見つからない
 - ▶ 労働者派遣法
 - ▶ 民泊新法(住宅宿泊事業法)



▶ 犯罪収益移転防止法(犯収法)施行規則6条1項1号

<https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=420M6000f5a001>

- ▶ ホ 当該顧客等又はその代表者等から、特定事業者が提供するソフトウェアを使用して、本人確認用画像情報(当該顧客等又はその代表者等に当該ソフトウェアを使用して撮影をさせた当該顧客等の容貌及び写真付き本人確認書類の画像情報であって、当該写真付き本人確認書類に係る画像情報が、当該写真付き本人確認書類に記載されている氏名、住居及び生年月日、当該写真付き本人確認書類に貼り付けられた写真並びに当該写真付き本人確認書類の厚みその他の特徴を確認することができるものをいう。)の送信を受ける方法
- ▶ ヘ 当該顧客等又はその代表者等から、特定事業者が提供するソフトウェアを使用して、本人確認用画像情報(当該顧客等又はその代表者等に当該ソフトウェアを使用して撮影をさせた当該顧客等の容貌の画像情報をいう。)の送信を受けるとともに、当該顧客等又はその代表者等から当該顧客等の写真付き本人確認書類(氏名、住居、生年月日及び写真の情報が記録されている半導体集積回路(半導体集積回路の回路配置に関する法律(昭和六十年法律第四十三号)第二条第一項に規定する半導体集積回路をいう。以下同じ。)が組み込まれたものに限る。)に組み込まれた半導体集積回路に記録された当該情報の送信を受ける方法
- ▶ ト 当該顧客等又はその代表者等から、特定事業者が提供するソフトウェアを使用して、本人確認用画像情報(当該顧客等又はその代表者等に当該ソフトウェアを使用して撮影をさせた当該顧客等の本人確認書類のうち次条第一号又は第四号に定めるもの(同条第一号二及びホに掲げるものを除き、一を限り発行又は発給されたものに限る。以下トにおいて単に「本人確認書類」という。)の画像情報であって、当該本人確認書類に記載されている氏名、住居及び生年月日並びに当該本人確認書類の厚みその他の特徴を確認することができるものをいう。)の送信を受け、又は当該顧客等若しくはその代表者等に当該ソフトウェアを使用して読み取りをさせた当該顧客等の本人確認書類(氏名、住居及び生年月日の情報が記録されている半導体集積回路が組み込まれたものに限る。)に組み込まれた半導体集積回路に記録された当該情報の送信を受けるとともに、次に掲げる行為のいずれかを行う方法(取引の相手方が次の(1)又は(2)に規定する氏名、住居及び生年月日の確認に係る顧客等になりすましている疑いがある取引又は当該確認が行われた際に氏名、住居及び生年月日を偽っていた疑いがある顧客等(その代表者等が氏名、住居及び生年月日を偽っていた疑いがある顧客等を含む。)との間における取引を行う場合を除く。)
- ▶ (1) 他の特定事業者が令第七条第一項第一号イに掲げる取引又は同項第三号に定める取引を行う際に当該顧客等について氏名、住居及び生年月日の確認を行い、当該確認に係る確認記録を保存し、かつ、当該顧客等又はその代表者等から当該顧客等しか知り得ない事項その他の当該顧客等が当該確認記録に記録されている顧客等と同一であることを示す事項の申告を受けることにより当該顧客等が当該確認記録に記録されている顧客等と同一であることを確認していることを確認すること。
- ▶ (2) 当該顧客等の預金又は貯金口座(当該預金又は貯金口座に係る令第七条第一項第一号イに掲げる取引を行う際に当該顧客等について氏名、住居及び生年月日の確認を行い、かつ、当該確認に係る確認記録を保存しているものに限る。)に金銭の振込みを行うとともに、当該顧客等又はその代表者等から当該振込みを特定するために必要な事項が記載された預貯金通帳の写し又はこれに準ずるものの送付を受けること。
- ▶ ヲ 当該顧客等から、電子署名及び認証業務に関する法律(平成十二年法律第二百二号。以下この項において「電子署名法」という。)第四条第一項に規定する認定を受けた者が発行し、かつ、その認定に係る業務の用に供する電子証明書(当該顧客等の氏名、住居及び生年月日の記録のあるものに限る。)及び当該電子証明書により確認される電子署名法第二条第一項に規定する電子署名が行われた特定取引等に関する情報の送信を受ける方法
- ▶ ウ 当該顧客等から、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成十四年法律第一百五十三号。以下この号において「公的個人認証法」という。)第三条第六項の規定に基づき地方公共団体情報システム機構が発行した署名用電子証明書及び当該署名用電子証明書により確認される公的個人認証法第二条第一項に規定する電子署名が行われた特定取引等に関する情報の送信を受ける方法(特定事業者が公的個人認証法第十七条第四項に規定する署名検証者である場合に限る。)
- ▶ カ 当該顧客等から、公的個人認証法第十七条第一項第五号に掲げる総務大臣の認定を受けた者であって、同条第四項に規定する署名検証者である者が発行し、かつ、当該認定を受けた者が行う特定認証業務(電子署名法第二条第三項に規定する特定認証業務をいう。)の用に供する電子証明書(当該顧客等の氏名、住居及び生年月日の記録のあるもの)に限り、当該顧客等に係る利用者(電子署名法第二条第二項に規定する利用者をいう。)の真偽の確認が、電子署名及び認証業務に関する法律施行規則(平成十三年総務省・法務省・経済産業省令第二号)第五条第一項各号に掲げる方法により行われて発行されるものに限る。)及び当該電子証明書により確認される電子署名法第二条第一項に規定する電子署名が行われた特定取引等に関する情報の送信を受ける方法



▶ <https://www.fsa.go.jp/news/30/sonota/20181130/01.pdf>
より

オンラインで完結する自然人の本人特定事項の確認方法の追加

※下図は概要です。詳細な要件や留意事項は、条文、パブリックコメント結果を参照下さい。また、図中の条項は犯収法施行規則を指します。

1. 本人確認書類の画像+本人の容貌の画像送信 (6条1項1号ホ)



本人確認書類の画像送信 + 本人の容貌の画像送信

※インターネット上のビデオ通話機能を利用した方法も可。

事業者



2. ICチップ情報+顧客の容貌の画像送信 (6条1項1号ハ)



本人確認書類のICチップ情報送信 + 本人の容貌の画像送信

事業者



3. 銀行等への照会 (6条1項1号ト(1))



本人確認書類の画像又はICチップ情報送信

銀行等



銀行等に顧客情報を照会

事業者



4. 顧客名義口座への少額振込 (6条1項1号ト(2))



本人確認書類の画像又はICチップ情報送信

顧客名義口座に少額振込

インターネットバンキングの取引明細画面の画像送信

事業者





▶ 携帯電話不正利用防止法施行規則3条1項1号

<https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=417M60000008167>

- ▶ イ 当該自然人又はその代表者等(法第三条第二項(法第五条第二項及び法第十条第二項において準用する場合を含む。)にいう代表者等をいう。第十三条、第十四条及び第十六条を除き、以下同じ。)から第五条第一項第一号(二及びへを除く。)又は第三号に規定する書類の提示を受ける方法。ただし、当該代表者等からの同項第一号ホに掲げる書類の提示にあつては、当該書類は一を限り発行又は発給されたものに限る。
- ▶ ロ 当該自然人若しくはその代表者等から第五条第一項第一号二若しくはへに掲げる書類の提示又はその代表者等から同号ホに掲げるもの(一を限り発行又は発給されたものを除く。)の提示を受けるとともに、当該書類に記載されている相手方の住居にあてて、当該自然人との役務提供契約に係る携帯音声通信端末設備若しくは契約者特定記録媒体又は当該役務提供契約の締結に係る文書(以下「携帯音声通信端末設備等」という。)を書留郵便等により転送不要郵便物等として送付する方法
- ▶ ハ 当該自然人又はその代表者等から、携帯音声通信事業者が提供するソフトウェアを使用して、特定本人確認用画像情報の送信を受ける方法
- ▶ ニ 当該自然人又はその代表者等から、携帯音声通信事業者が提供するソフトウェアを使用して、本人確認用画像情報の送信を受けるとともに、当該自然人又はその代表者等の写真付き本人確認書類(氏名、住居、生年月日及び写真の情報が記録されている半導体集積回路(半導体集積回路の回路配置に関する法律(昭和六十年法律第四十三号)第二条第一項に規定する半導体集積回路をいう。)が組み込まれたもの)に限る。次条第一項第四号、第十一条第一項第一号二、第十九条第一項第一号二及び第三号二並びに第二十条第一項第四号において同じ。)に組み込まれた半導体集積回路に記載された当該情報の送信を受ける方法
- ▶ ホ 当該自然人又はその代表者等から第五条第一項第一号二若しくはへに掲げる書類又は同項第三号に規定するもの(一を限り発行又は発給されたものを除く。)の送付を受けるとともに、当該書類に記載されている相手方の住居にあてて、携帯音声通信端末設備等を書留郵便等により転送不要郵便物等として送付する方法
- ▶ ヘ 当該自然人又はその代表者等から第五条第一項第一号又は第三号に規定する書類の写しの送付を受けるとともに、当該写しに記載されている相手方の住居にあてて、携帯音声通信端末設備等を書留郵便等により転送不要郵便物等として送付する方法
- ▶ ト 特定事項伝達型本人限定受取郵便等により、当該自然人に対して、携帯音声通信端末設備等を送付する方法
- ▶ チ 電子署名が行われた情報の送信を受けて役務提供契約を締結する場合は、当該電子署名に係る電子証明書を、当該自然人から受信する方法



▶ 古物営業法施行規則15条3項

<https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=407M50400000010>

- ▶ 四 相手方からその住所、氏名、職業及び年齢の申出を受けるとともにその住民票の写し、住民票の記載事項証明書、戸籍の謄本若しくは抄本（戸籍の附票の写しが添付されているものに限る。）又は印鑑登録証明書（以下「住民票の写し等」という。）の送付を受け、又は当該相手方の身分証明書等（住所、氏名及び年齢又は生年月日の情報が記録された半導体集積回路（半導体集積回路の回路配置に関する法律（昭和六十年法律第四十三号）第二条第一項に規定する半導体集積回路をいう。以下この号及び第九号において同じ。）が組み込まれたものに限る。）に組み込まれた当該半導体集積回路に記録された当該情報若しくは本人確認用画像情報（当該相手方に当該古物商が提供するソフトウェアを使用して撮影をさせた当該相手方の身分証明書等の画像情報であって、当該身分証明書に記載された住所、氏名及び年齢又は生年月日並びに当該身分証明書等の厚みその他の特徴を確認することができるものをいう。）の送信（当該本人確認用画像情報にあつては、当該ソフトウェアを使用した送信に限る。）を受け、並びに当該住民票の写し等に記載され、又は当該情報に記録された当該相手方の住所に宛てて配達記録郵便物等（引受け及び配達記録をする取扱いをされる郵便物若しくは信書郵便物又はこれと同様の取扱いをされる貨物（貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）第三条の許可を受けた者その他の適法に貨物の運送の事業を行う者が運送するものに限る。）をいう。以下同じ。）で転送をしない取扱いをされるものを送付し、かつ、その到達を確かめること（当該本人確認用画像情報の送信を受ける場合にあつては、当該古物に係る法第十六条の帳簿等又は電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によって認識することができない方法をいう。以下同じ。）による記録とともに当該本人確認用画像情報を保存する場合に限る。）。
- ▶ 八 相手方からその住所、氏名、職業及び年齢の申出を受けるとともに、当該古物商が提供するソフトウェアを使用して、本人確認用画像情報（当該相手方に当該ソフトウェアを使用して撮影をさせた当該相手方の容貌及び身分証明書等（当該相手方の写真が貼り付けられたものに限る。以下この号及び次号において「写真付き身分証明書等」という。）の画像情報であつて、当該写真付き身分証明書等に係る画像情報が、当該写真付き身分証明書等に記載された住所、氏名及び年齢又は生年月日、当該写真付き身分証明書等に貼り付けられた写真並びに当該写真付き身分証明書等の厚みその他の特徴を確認することができるものをいう。）の送信を受けること（当該古物に係る法第十六条の帳簿等又は電磁的方法による記録とともに当該本人確認用画像情報（当該相手方の容貌の画像情報を除く。）を保存する場合に限る。）。
- ▶ 九 相手方からその住所、氏名、職業及び年齢の申出を受けるとともに、当該古物商が提供するソフトウェアを使用して、本人確認用画像情報（当該相手方に当該ソフトウェアを使用して撮影をさせた当該相手方の容貌の画像情報をいう。）の送信を受け、並びに当該相手方から当該相手方の写真付き身分証明書等（住所、氏名、年齢又は生年月日及び写真の情報が記録された半導体集積回路が組み込まれたものに限る。）に組み込まれた当該半導体集積回路に記録された当該情報の送信を受けること。
- ▶ 十 相手方からその住所、氏名、職業及び年齢の申出を受け、並びに当該相手方に、当該古物商又はその代理人等の面前において、器具を使用して当該相手方の氏名の筆記（当該氏名が電磁的方法により当該古物商の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）の映像面に明瞭に表示されるように行うものに限る。）をさせること。この場合において、当該申出に係る住所、氏名、職業又は年齢が真正なものでない疑いがあると認めるときは、第一項に規定するところによりその住所、氏名、職業又は年齢を確認するようにならなければならない。
- ▶ 十一 相手方から、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第一百五十三号。以下この号及び次号において「公的個人認証法」という。）第三条第六項の規定に基づき地方公共団体情報システム機構が発行した署名用電子証明書並びに公的個人認証法第二条第一項に規定する電子署名が行われた当該相手方の住所、氏名、職業及び年齢の電磁的方法による記録の提供を受けること（当該古物商が公的個人認証法第十七条第四項に規定する署名検証者である場合に限る。）。
- ▶ 十二 相手方から、公的個人認証法第十七条第一項第五号に掲げる総務大臣の認定を受けた者であつて、同条第四項に規定する署名検証者である者が発行し、かつ、当該認定を受けた者が行う特定認証業務（電子署名及び認証業務に関する法律（平成十二年法律第二百二号。以下この号において「電子署名法」という。）第二条第三項に規定する特定認証業務をいう。）の用に供する電子証明書（当該相手方に係る利用者（電子署名法第二条第二項に規定する利用者をいう。）の真偽の確認が、電子署名及び認証業務に関する法律施行規則（平成十三年総務省・法務省・経済産業省令第二号）第五条第一項各号に規定する方法により行われて発行されるものに限る。）並びに電子署名法第二条第一項に規定する電子署名が行われた当該相手方の住所、氏名、職業及び年齢の電磁的方法による記録の提供を受けること。
- ▶ 十三 法第十五条第一項第一号から第三号まで又は前各号に掲げる措置をとった者に対し識別符号（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年法律第二百二十八号）第二条第三項に規定する識別符号をいう。）を付し、その送信を受けることその他のこれらの規定に掲げる措置をとった者を識別でき、かつ、その者に第三者がなりすますことが困難な方法により、相手方についてこれらの規定に掲げる措置を既にとっていることを確かめること。



▶ 外為法省令8条1項1号

https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=355M50000040044_20201228_502M60000040093

- ▶ ホ 当該顧客又は代表者等から、銀行等(資本取引に係る契約締結等行為にあつては、銀行等その他の金融機関(法第二十二條の二第一項に規定する銀行等その他の金融機関をいう。以下同じ。))とする。以下この条において同じ。)が提供するソフトウェアを使用して、本人確認用画像情報(当該顧客又は代表者等に当該ソフトウェアを使用して撮影をさせた当該顧客又は代表者等の容貌及び写真付き本人確認書類の画像情報であつて、当該写真付き本人確認書類に係る画像情報が、当該写真付き本人確認書類に記載されている氏名、住所又は居所及び生年月日、当該写真付き本人確認書類に貼り付けられた写真並びに当該写真付き本人確認書類の厚みその他の特徴を確認することができるものをいう。)の送信を受ける方法
- ▶ ヘ 当該顧客又は代表者等から、銀行等が提供するソフトウェアを使用して、本人確認用画像情報(当該顧客又は代表者等に当該ソフトウェアを使用して撮影をさせた当該顧客又は代表者等の容貌の画像情報をいう。)の送信を受けるとともに、当該顧客又は代表者等の写真付き本人確認書類(氏名、住所又は居所、生年月日及び写真の情報が記録されている半導体集積回路(半導体集積回路の回路配置に関する法律(昭和六十年法律第四十三号)第二條第一項に規定する半導体集積回路をいう。以下同じ。))が組み込まれたものに限る。)に組み込まれた半導体集積回路に記録された当該情報の送信を受ける方法
- ▶ ト 当該顧客又は代表者等から、銀行等が提供するソフトウェアを使用して、本人確認用画像情報(当該顧客又は代表者等に当該ソフトウェアを使用して撮影をさせた当該顧客又は代表者等の本人確認書類のうち別表第一号又は第四号に定めるもの(同表第一号二及びホに掲げるものを除き、一を限り発行又は発給されたものに限る。以下トにおいて単に「本人確認書類」という。)の画像情報であつて、当該本人確認書類に記載されている氏名、住所又は居所及び生年月日並びに当該本人確認書類の厚みその他の特徴を確認することができるものをいう。)の送信を受け、又は当該顧客又は代表者等に当該ソフトウェアを使用して読み取りをさせた当該顧客又は代表者等の本人確認書類(氏名、住所又は居所及び生年月日の情報が記録されている半導体集積回路が組み込まれたものに限る。)に組み込まれた半導体集積回路に記録された当該情報の送信を受けるとともに、次に掲げる行為のいずれかを行う方法(取引の相手方が次の(1)又は(2)に規定する本人確認(法第十八條第一項及び第二十二條の二第一項の規定による本人確認をいう。以下同じ。)に係る顧客又は代表者等になりすましている疑いがある取引又は当該本人確認が行われた際に氏名、住所又は居所及び生年月日を偽つていた疑いがある顧客又は代表者等との間における取引を行う場合を除く。)
 - ▶ (1) 他の特定事業者(犯罪による収益の移転防止に関する法律(平成十九年法律第二十二号)第二條第二項に規定する特定事業者をいう。)が令第十一条の五第一項第一号に掲げる預金契約の締結又は犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令(平成二十年政令第二十号)第七條第一項第三号に掲げるクレジットカード契約の締結を行う際に当該顧客又は代表者等の本人確認を行い、当該本人確認に係る本人確認記録(法第十八條の三第一項に規定する本人確認記録をいう。以下同じ。)を保存し、かつ、当該顧客又は代表者等から当該顧客又は代表者等しか知り得ない事項その他の当該顧客又は代表者等が当該本人確認記録に記載されている顧客又は代表者等と同一であることを示す事項の申告を受けることにより当該顧客又は代表者等が当該本人確認記録に記載されている顧客又は代表者等と同一であることを確認していることを確認すること。
 - ▶ (2) 当該顧客又は代表者等の預金口座(当該預金口座に係る令第十一条の五第一項第一号に掲げる預金契約の締結の際に当該顧客又は代表者等の本人確認を行い、かつ、当該本人確認に係る本人確認記録を保存しているものに限る。)に金銭の振込みを行うとともに、当該顧客又は代表者等から当該振込みを特定するために必要な事項が記載された預貯金通帳の写し又はこれに準ずるものの送信を受けること。
- ▶ ヲ 当該顧客又は代表者等から、電子署名及び認証業務に関する法律(平成十二年法律百二号。以下この項において「電子署名法」という。)第四條第一項に規定する認定を受けた者が発行し、かつ、その認定に係る業務の用に供する電子証明書(当該顧客又は代表者等の氏名、住所又は居所及び生年月日の記録があるものに限る。)及び当該電子証明書により確認される電子署名法第二條第一項に規定する電子署名が行われた取引又は行為に関する情報の送信を受ける方法
- ▶ ウ 当該顧客又は代表者等から、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成十四年法律百五十三号。以下この号において「公的個人認証法」という。)第三條第六項の規定に基づき地方公共団体情報システム機構が発行した署名用電子証明書及び当該署名用電子証明書により確認される公的個人認証法第二條第一項に規定する電子署名が行われた取引又は行為に関する情報の送信を受ける方法(銀行等が公的個人認証法第十七條第四項に規定する署名検証者である場合に限る。)
- ▶ カ 当該顧客又は代表者等から、公的個人認証法第十七條第一項第五号に掲げる総務大臣の認定を受けた者であつて、同条第四項に規定する署名検証者である者が発行し、かつ、当該認定を受けた者が行う特定認証業務(電子署名法第二條第三項に規定する特定認証業務をいう。)の用に供する電子証明書(当該顧客又は代表者等の氏名、住所又は居所及び生年月日の記録のあるものに限る。当該顧客又は代表者等に係る利用者(電子署名法第二條第二項に規定する利用者をいう。)の真偽の確認が、電子署名及び認証業務に関する法律施行規則(平成十三年総務省・法務省・経済産業省令第二号)第五條第一項各号に掲げる方法により行われて発行されるものに限る。)及び当該電子証明書により確認される電子署名法第二條第一項に規定する電子署名が行われた取引又は行為に関する情報の送信を受ける方法



▶ 国外送金等調書法施行令3,5条

https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=409CO0000000363_20200701_502CO0000000125

- ▶ 第三条 法第二条第六号の確認は、金融機関の同号に規定する営業所等（以下この条、第三条の三及び第四条第二項において「営業所等」という。）の長が、当該営業所等に預金若しくは貯金の口座又は勘定が開設され、又は設定される者（既に預金若しくは貯金の口座又は勘定が開設され、又は設定されている場合にあつては、当該口座又は勘定が開設され、又は設定されている者）から提示若しくは送信を受けた第五条第一項各号に定める書類のいずれか若しくは署名用電子証明書等（法第三条第一項に規定する署名用電子証明書等をいう。以下同じ。）に記載若しくは記録がされ、又は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第三十九条第四項の規定により公表されたその者の氏名又は名称、住所（国内に住所を有しない者にあつては、法第二条第六号に規定する財務省令で定める場所。以下この条及び第三条の三において同じ。）及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二条第五項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）又は法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二条第十五項に規定する法人番号をいう。以下同じ。）（個人番号及び法人番号を有しない者又は既に個人番号若しくは法人番号を告知している者として財務省令で定める者にあつては、氏名又は名称及び住所。以下この条において同じ。）と、当該口座又は勘定の名義人とした者の氏名又は名称、住所及び個人番号又は法人番号とを照合することにより行うものとする。
- ▶ 第五条 法第三条第一項に規定する政令で定める書類は、次の各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める書類のいずれかとする。
 - ▶ 一 個人 当該個人の住民票の写し、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二条第七項に規定する個人番号カードその他の財務省令で定める書類



▶ 出会い系サイト規制法施行規則5条1項

<https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=415M60400000015>

- ▶ 第五条 法第十一条本文の規定による異性交際希望者が児童でないことの確認は、次に掲げるいずれかの方法により行わなければならない。
 - ▶ 一 異性交際希望者から、その運転免許証、国民健康保険被保険者証その他の当該異性交際希望者の年齢又は生年月日を証する書面の当該異性交際希望者の年齢又は生年月日、当該書面の名称及び当該書面を発行し又は発給した者の名称に係る部分の提示、当該部分の写しの送付又は当該部分に係る画像の電磁的方法による送信を受けること。
 - ▶ 二 異性交際希望者から、クレジットカードを使用する方法その他の児童が通常利用できない方法により料金を支払う旨の同意を受けること。
 - ▶ 三 あらかじめ、前二号に掲げるいずれかの方法により児童でないことを確認した異性交際希望者に識別符号(不正アクセス行為の禁止等に関する法律(平成十一年法律第百二十八号)第二条第三項に規定する識別符号をいう。以下同じ。)を付し、インターネットを利用してその送信を受けること。
 - ▶ 四 インターネット異性紹介事業者が、第一号又は第二号に掲げるいずれかの方法により児童でないことを確認して識別符号を付する業務(以下「識別符号付与業務」という。)を他の者に委託している場合にあつては、異性交際希望者から送信を受けた識別符号について、当該委託を受けた者に照会すること等の方法により、その者が付したものであることを確認すること。



その他のIdentity Assurance基準の補足

▶ REFEDS Assurance Framework (RAF)

<https://refeds.org/assurance>

の2.2

▶ low

▶ 身分証明とクレデンシャルの発行・更新・交換が、次のいずれかに該当する。

- Kantara保証レベル1の5.1.2項～5.1.2.9項および5.1.3項[Kantara SAC]
- IGTFレベルDOGWOOD [IGTF]
- IGTF レベルASPEN [IGTF]
- 例:[Kantara SAC]の5.1.2項～5.1.2.9項および5.1.3項に続く、検証済みのE-Mailアドレスと自己アサートされたID。

▶ medium

▶ 身分証明とクレデンシャルの発行・更新・交換が、次のいずれかに該当する。

- Kantara保証レベル2の5.2.2項～5.2.2.9項, 5.2.2.12項, および5.2.3項 [Kantara SAC]
- IGTFレベル BIRCH [IGTF]
- IGTF レベルCEDAR [IGTF]
- eIDAS保証レベルlowの2.1.2項, 2.2.2項, および2.2.4項[eIDAS LoA]
- 例: 該当者が政府発行の写真付きIDのコピーをCSPに送り, CPSは[IGTF]の定義に従って, 当該人物と遠隔ライブビデオ会話を行う。

▶ high

▶ 身分証明とクレデンシャルの発行・更新・交換が、次のいずれかに該当する。

- Kantara保証レベル3の5.3.2項～5.3.2.9項, 5.3.2.12項, および5.3.3項 [Kantara SAC]
- eIDAS保証レベルsubstantialの2.1.2項, 2.2.2項, および2.2.4項[eIDAS LoA]
- 例: 該当者が主張する身元を表し, 本物であることが確認された身分証明書が提示され, eIDAS保証レベルsubstantial[eIDAS LoA]の2.1.2項, 2.2.2項, および2.2.4項に従って, 紛失, 盗難, 一時停止, 失効, または, 期限切れの文書であるリスクを最小限に抑えるための措置が講じられている。

▶ [Kantara SAC]

<https://kantarainitiative.org/confluence/display/LC/Identity+Assurance+Framework>

▶ [IGTF]

<https://www.igtf.net/ap/authn-assurance/>

▶ [eIDAS LoA]

http://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=OJ:JOL_2015_235_R_0002



関連: OpenID Connect for Identity Assurance

- ▶ assuranceに関するトラストフレームワーク、エビデンス等を明示的に提示できるようにする仕組み
- ▶ <https://openid.net/wg/ekyc-ida/>
和訳: https://openid-foundation-japan.github.io/openid-connect-4-identity-assurance-1_0.html
- ▶ この中で利用できる識別子リストが有用と思われる
<https://bitbucket.org/openid/ekyc-ida/wiki/identifiers>
 - ▶ Trust frameworks
 - ▶ 犯罪収益移転防止法、...
 - ▶ Identity documents
 - ▶ 運転免許証、マイナンバーカード、...
 - ▶ Verification Methods
 - ▶ 対面、リモート、...